

国際機構の権限は、その設立文書（constitutive instrument あるいは constituent instrument。「基本文書 basic instrument」と言うこともある）により明示的・默示的に与えられたものに限られる。これまでに幾つも例を見てきたように、その権限の中には国際法規範定立の要素を持つものが含まれることが通例である。

例が多いのは、国際機構による条約作成である。国連の場合、憲章 13 条 1 項(a)により国際法の法典化と漸進的発達¹が総会の権限とされており、国連の様々な機関が種々の条約作成を担当している。その代表例が国際法委員会(ILC)であり、また、商事法・経済法分野に限定してではあるが、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)である（いずれも総会の補助機関）。条約作成は ILC や UNCITRAL のような常設機関が担当しなければならない理由はなく、特定の条約について ad hoc の機関が設置されることも多い（例、国連事務局法務部法典化課が事務を担当する機関のリスト）。国連以外では ILO などの専門機関が条約作成を行っているのは既に見た。地域的国際機構では、ヨーロッパ評議会（外務省サイト）が多くの条約作成を行っている²。もちろん、条約の場合、諸国は当該条約に参加しない限り、その拘束を受けない。その意味で、条約作成は「立法」作業ではない。

他方、国際機構の活動には立法的要素を含むものもある。まず、機構の内部事項については、機構自身が立法を行わないと、機構が機能し得ない。明示的に定められている場合（例、国連憲章 21 条、22 条、29 条、30 条）は当然として、そうでない場合にも默示的権限が認められることはあり得る。たとえば、国連憲章 97 条以降は職員（国際公務員）の地位・待遇に関する規則を定める権限について何も語っていないが、そのような規則がなければ事務局が機能するはずもなく、実際には職員規則が定められている。このような規範の拘束力の根拠は当該国際機構の設立文書に求められる。そこで、設立文書に由来する法という意味で、派生法(droit dérivé)あるいは二次法(secondary law)と呼ばれることがある。

機構それ自体以外の主体（典型的には国家）を拘束する規範を定立する権限を有する機構もある。国連安全保障理事会の憲章 41 条・42 条の下での措置がその典型例である（拘束力の根拠は憲章 25 条）。たとえば、北朝鮮に対する制裁措置は、特定の物品の輸出禁止など、様々な規範を設定している。

なお、立法について極めて特殊な制度を有するのがヨーロッパ連合(EU)である（参照、EU の通常立法手続）。これについては意思決定過程の回において既に少し触れたが、後日改めて議論する。

¹ 「法典化」「漸進的発達」については国際法第一部で学ぶ。

² ヨーロッパ評議会(the Council of Europe)はヨーロッパ連合(the European Union)とは別の国際機構であり、したがって当然ながら、EU の機関であるヨーロッパ理事会(the European Council)や EU 理事会(the Council of the European Union)とは全く異なる。

課題 1

その他にも、WHO（WHO 憲章 22 条）・ICAO（シカゴ条約 37 条、54 条 1 項、90 条(a)）・OECD（OECD 条約 5 条(a)）など、「立法」権を有するとされる例はある。ただ、これらを「立法」という語で表現するのは適切でないようにも思われる。どうだろうか。

課題 2

9.11 テロを受けて、国連安全保障理事会は決議 1373(2001)を採択した。また、それをさらに詳細化したような決議 1540(2004)も採択している。これらは、安保理による「立法」の例とされることもある。どのような意味において「立法」なのだろうか。また、安保理が「立法」する権限は何に根拠づけられるのだろうか³。上記決議 2 つを読みながら考えてみよう。

課題 3

国連憲章 27 条 3 項の規定振りにも拘わらず、常任理事国の 1 つまたは複数が投票において棄権し、しかしながら決議⁴が採択される、という例は少なくない⁵。

この実行は、憲章 27 条 3 項の文言には合わない（どうして合わないか、考えてみる）。では、常任理事国の棄権がありながら採択されたこれまでの決議は全て無効なのだろうか。そうではなく、有効に採択されたのだとすれば、27 条 3 項はどう理解すれば良いのだろうか。憲章 27 条 3 項は、改正手続（108 条、109 条）によらずに改正されてしまったのだろうか。

国際司法裁判所は、ナミビア勧告的意見（1971 年）において、そこで問題となった安保理決議について常任理事国の棄権を理由に決議の有効性を争った南アフリカの見解について、次のように述べた。

³ 詳しくは、村瀬信也（編）『国連安保理の機能変化』（東信堂、2009 年）、浅田正彦「安保理決議 1540 と国際立法」国際問題 547 号（2005 年）35 頁。

⁴ 27 条 2 項にいう「手続的事項 procedural matters」に関する決議は除く。

⁵ その具体例は、国連安保理実行録（Repertoire of the practice of the Security Council）の Provisional Rules of Procedure の H. Voting, 3. Abstention, non-participation and absence in relation to Article 27 (3) of the Charter に”voluntary abstention”として掲載されている。さらに、内田久司「安全保障理事会の表決における棄権と欠席（一）（二・完）」東京都立大学法学会雑誌 10 卷 1 号（1969 年）1 頁、11 卷 2 号（1971 年）103 頁。

22. However, the proceedings of the Security Council extending over a long period supply abundant evidence that presidential rulings and the positions taken by members of the Council, in particular its permanent members, have consistently and uniformly interpreted the practice of voluntary abstention by a permanent member as not constituting a bar to the adoption of resolutions. By abstaining, a member does not signify its objection to the approval of what is being proposed; in order to prevent the adoption of a resolution requiring unanimity of the permanent members, a permanent member has only to cast a negative vote. This procedure followed by the Security Council, which has continued unchanged after the amendment in 1965 of Article 27 of the Charter, has been generally accepted by Members of the United Nations and evidences a general practice of that Organization.

この見解は、どのように理解すべきだろうか。なお、勧告的意見全文は[国際司法裁判所
サイト](#)で利用でき、この意見に関する日本語解説は判例集に掲載されている。

以上